

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
霧島市	隼人B地区（小浜・野久美田・小田・眞孝・住吉・見次・内山田・朝日・神宮集落）	令和3年3月8日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	178.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	91.5 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	71.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.2 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>隼人B地区内の耕地面積178.0haに対し、75才以上の農業者の耕作面積が71.6ha(40%)であるため、新たな農地の受け手を確保するための対策が必要である。</p> <p>後継者がいても兼業が多い。農地中間管理事業の周知を進めることにより、当該事業を活用した農地の集積・集約ができないか検討したい。</p> <p>湿田のため条件不利地が多く、また、一筆単位の面積が小さいため、耕作放棄地が増えてきている。基盤整備事業や多面的機能支払交付金の活用を検討したい。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>隼人B地区の農地利用は、中心経営体が規模拡大を行い、集落内の農地を耕作するほか、引き続き営農意欲があるものは自作を続ける。営農の継続が困難になった者から順次、農地中間管理事業を活用して中心経営体への集約を進めていく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	8 人		5,639 a		6,263 a	
認農法	2 人		611 a		616 a	
認就	2 人		157 a		344 a	
集						
到達						
計	12 人		6,407 a		7,223 a	